

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	障害福祉課
契約締結年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日
契約者名	社会福祉法人山梨ライトハウス
契約名	点訳・録音奉仕員養成事業外 4 事業委託契約
契約金額 (税込み)	3 , 5 2 5 , 4 2 2 円
随意契約理由	<p>当該事業を遂行するにあたっては、次の要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点訳及び録音奉仕員養成にあたり、点字図書及び録音図書制作に関し、高度な専門知識及び実務経験を有する専任職員が配置されていること。 ・視覚障害者のことを熟知するとともに、視覚障害者の特性を正しく理解し、日常生活訓練（感覚・歩行訓練等）に関する教育を行うのに必要な専任職員が配置されていること。 ・事業実施にあたり必要となる、視覚障害者・関連団体等とのネットワークを有すること。 <p>社会福祉法人山梨ライトハウスでは、視覚障害者の障害特性を理解できる専任職員が点字図書館事業を運営する中で、点字図書及び録音図書制作に関し高度な専門知識及び実務経験を有する専任職員、視覚障害者の感覚・歩行訓練を実施できる職員を配置している。さらに、昭和 2 9 年の法人設立以来、本県における視覚障害者福祉の先駆的な活動を続ける中で視覚障害者・関係団体等と豊富なネットワークを有している。</p> <p>当該事業について、業務を受託し、確実に遂行できる能力がある県内唯一の団体が社会福祉法人山梨ライトハウスであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とし、山梨県財務規則第 137 条第 3 項により見積合せを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号